

國會第一回 第八十三回 參議院憲法審查會會議錄 第

平成二十五年四月三日(水曜日)

午後一時二分開会

委員の異動
三月十三日

辭任

竹谷とし子君

辭任

四月三日

吉仲
直嶋
正行君
江田

出席者は左のとおり。

幹會事長

出席者は左のとおり

委員

足立江田 信也君
五月君
敏夫君
北澤俊美君
小川櫻井
榎葉賀津也君
鈴木充君
寛君

- 参考人の出席要求に関する件
- 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査
- (「二院制」のうち、一院制の存在意義について)

事務局側	憲法審査会事務 局長	情野 秀樹君
東京経済大学現 代法学部教授	加藤 一彦君	加藤 秀治郎君
東洋大学法学部 教授		

出席者は左のとおり。
幹事長 会長 事幹
小坂 憲次君 小坂 憲次君

補欠選任
直嶋 正行君
白浜 一良君
小川 敏夫君
補欠選任
江田 五月君
補欠選任

樽井 良和君
福山 哲郎君
前川 清成君
増子 輝彦君
○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。
日本国憲法文書と同様に、
第一回は二月十一日、

○参考人(加藤一彦君) まず最初に、国権の最高機関であり、また良識の府であります本院におきくださり、心より御礼申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

では、早速中身に入ります。事前にお渡しした簡単な要旨に従いましてお話ししたいと思います。限られた時間でござりますので省略することもあります。

○会長(小坂憲次君) 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題とし、「二院制」のうち、二院制の存在意義について参考人の方々から御意見を聴取いたします。

世界には約百八十の国 共同体があります そ
の全てを網羅的に調べ上げるのは不可能であります そ
し、また必要ではありません。日本との比較で
は、一定の条件を付した方がよいと思われます。
そこで、日本の国力 すなわち G 20 加盟国といふ
ことと世界の人口規模に着眼して分類してみます
と、次のように分かたれると思います。

本日は、御多忙のことろ本審査会に御出席をいたしました。誠にありがとうございました。審査会を代表いたしまして心から厚く御礼を申し上げます。

これまでの経験を踏まえた忌憚のない御意見を賜り、今後の調査に生かしてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひを申し上げます。

ますように、皆様方がよく知られている国だと思います。これに対して一院制の国、韓国、サウジアラビア、トルコ、中国、この四つの国が一院制の国でございますが、人口一億人という単位で見ますと、中国のみがこれを超えているということになります。要するに、経済的国力と人口規模に着目した場合、共産党の一党独裁制を取る中國

本日の議事の進め方でござりますが、加藤一彦参考人、加藤秀治郎参考人の順にお一人十五分程度で順次御意見をお述べいただいた後、各委員から質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席のままで結構でござります。

それでは、まず加藤一彦参考人にお願いをいたす。

のみが一院制でござります。このことは、両院制が高いレベルで共通の憲法理解になつてゐるのでないかと思われます。

次、二の両院制の分類であります、「両院制を取る場合」どのような形式があるかということになりますが、憲法学では、第一院の選出方法に着眼しまして次の三つに分類する場合が多いです。

貴族院型、連邦型、多角的民意反映型という三つでございます。では、第二院を置く理由はどこにあるのかということです。主に次の四つがその根拠と申しますと、連邦議会側の協議委員、日本的にいえば協議委員なると思いますが、それは長老重審議の励行、四番目は議会内の均衡の要請。この四つの理由は、日本国憲法上の国会との関係でいえば、当然、参議院の役割と対応関係性を持つことになります。

そこで、次の大いに三のところで参議院の事柄について触れたいと思います。

参議院の存在根拠につきまして、そもそも論といふのが確かに一個あるかと思われます。しかし、このことにつきましては既に皆様方多く知られています。そこで次のことだと思いますので、ここでは次のことだけ確認しておけばよろしいかと思います。HQの憲法草案は一院制であったと。これに対し日本政府側が猛烈に反対をし、二院制を導入したと。その際に、貴族院の名称から、衆議院と同じようにハウス、両議院という言葉で表現できるようになります。参議院という言葉がその当時造語としてつくられたということを確認しておけばこの部分はよろしいかと思います。

次に、参議院の存在理由の点について入っていきます。参議院の存在の根拠というのは、先ほど挙げた①から④の理由と当然関係してまいります。日本国憲法上、次のことと対応関係を持つと思います。①の多様な民意の反映に相当するのが憲法四十六条に定める各参議院議員の任期六年半数改選制であること、②の第一院の補完機能に相当するのが参議院の緊急集会の制度であること、③の慎重審議の励行に相当するのが両議院における法律案の議決という形式を取っていること、④議会内均衡の要請に相当するのが憲法六十条二項など憲法所定事由以外両院は対等であるという点であります。すなわち、憲法上、衆議院の優越領域が極めて限定化されているということであります。

参議院議員の通常選挙は定時的定期的民意反映機械があることであります。映、第二番目は第一院の補完機能、第三番目は慎重審議の励行、四番目は議会内の均衡の要請。この四つの理由は、日本国憲法上の国会との関係でいえば、当然、参議院の役割と対応関係性を持つことになります。そこで、次の大いに三のところで参議院の事柄について触れたいと思います。

参議院の存在根拠につきまして、そもそも論といふのが確かに一個あるかと思われます。しかし、このことにつきましては既に皆様方多く知られています。そこで次のことだと思いますので、ここでは次のことだけ確認しておけばよろしいかと思います。HQの憲法草案は一院制であったと。これに対し日本政府側が猛烈に反対をし、二院制を導入したと。その際に、貴族院の名称から、衆議院と同じようにハウス、両議院という言葉で表現できるようになります。参議院という言葉がその当時造語としてつくられたということを確認しておけばこの部分はよろしいかと思います。

次に、参議院の存在理由の点について入っていきます。参議院の存在の根拠というのは、先ほど挙げた①から④の理由と当然関係してまいります。日本国憲法上、次のことと対応関係を持つと思います。①の多様な民意の反映に相当するのが憲法四十六条に定める各参議院議員の任期六年半数改選制であること、②の第一院の補完機能に相当するのが参議院の緊急集会の制度であること、③の慎重審議の励行に相当するのが両議院における法律案の議決という形式を取っていること、④議会内均衡の要請に相当するのが憲法六十条二項など憲法所定事由以外両院は対等であるという点であります。すなわち、憲法上、衆議院の優越領域が極めて限定化されているということであります。

参議院議員の通常選挙は定時的定期的民意反映機械があることであります。映、第二番目は第一院の補完機能、第三番目は慎重審議の励行、四番目は議会内の均衡の要請。この四つの理由は、日本国憲法上の国会との関係でいえば、当然、参議院の役割と対応関係性を持つことになります。そこで、次の大いに三のところで参議院の事柄について触れたいと思います。

参議院の存在根拠につきまして、そもそも論といふのが確かに一個あるかと思われます。しかし、このことにつきましては既に皆様方多く知られています。そこで次のことだと思いますので、ここでは次のことだけ確認しておけばよろしいかと思います。HQの憲法草案は一院制であったと。これに対し日本政府側が猛烈に反対をし、二院制を導入したと。その際に、貴族院の名称から、衆議院と同じようにハウス、両議院という言葉で表現できるようになります。参議院という言葉がその当時造語としてつくられたということを確認しておけばこの部分はよろしいかと思います。

次に、参議院の存在理由の点について入っていきます。参議院の存在の根拠というのは、先ほど挙げた①から④の理由と当然関係してまいります。日本国憲法上、次のことと対応関係を持つと思います。①の多様な民意の反映に相当するのが憲法四十六条に定める各参議院議員の任期六年半数改選制であること、②の第一院の補完機能に相当するのが参議院の緊急集会の制度であること、③の慎重審議の励行に相当するのが両議院における法律案の議決という形式を取っていること、④議会内均衡の要請に相当するのが憲法六十条二項など憲法所定事由以外両院は対等であるという点であります。すなわち、憲法上、衆議院の優越領域が極めて限定化されているということであります。

参議院議員の通常選挙は定時的定期的民意反映機械があることであります。映、第二番目は第一院の補完機能、第三番目は慎重審議の励行、四番目は議会内の均衡の要請。この四つの理由は、日本国憲法上の国会との関係でいえば、当然、参議院の役割と対応関係性を持つことになります。そこで、次の大いに三のところで参議院の事柄について触れたいと思います。

参議院の存在根拠につきまして、そもそも論といふのが確かに一個あるかと思われます。しかし、このことにつきましては既に皆様方多く知られています。そこで次のことだと思いますので、ここでは次のことだけ確認しておけばよろしいかと思います。HQの憲法草案は一院制であったと。これに対し日本政府側が猛烈に反対をし、二院制を導入したと。その際に、貴族院の名称から、衆議院と同じようにハウス、両議院という言葉で表現できるようになります。参議院という言葉がその当時造語としてつくられたということを確認しておけばこの部分はよろしいかと思います。

次に、参議院の存在理由の点について入っていきます。参議院の存在の根拠というのは、先ほど挙げた①から④の理由と当然関係してまいります。日本国憲法上、次のことと対応関係を持つと思います。①の多様な民意の反映に相当するのが憲法四十六条に定める各参議院議員の任期六年半数改選制であること、②の第一院の補完機能に相当するのが参議院の緊急集会の制度であること、③の慎重審議の励行に相当するのが両議院における法律案の議決という形式を取っていること、④議会内均衡の要請に相当するのが憲法六十条二項など憲法所定事由以外両院は対等であるという点であります。すなわち、憲法上、衆議院の優越領域が極めて限定化されているということであります。

もう一つは、既存の両院協議会の組織をどのように変えていくのか、両院協議会の改革をすれば何とかなるんではないかということあります。が、これもかなり難しいであろうというふうに見ております。と申しますのも、現在のような衆議院十名全員与党と参議院十名全員野党では、対立があることを確認する機関で終わるからでござります。

では、最後にということで、本院には過去の議論の蓄積があるかと思います。河野謙三議長以来の良き伝統であります。これまで、参議院の存在を示すため、重要な三つのプランが出されたと思います。任期六年制の下、長期的視野に立った議論ができる環境を本院は持っているはずだというふうに私は考えております。すなわち、参議院廃止という非常に短期的な視点ではなく、なぜ本日挙げたところの一一番最初の、多くの国々は第二院を置いたのかをやはりしっかりと見詰め直した方がよろしいんじゃないかと考えております。

○会長（小坂憲次君） ありがとうございました。

次に、加藤秀治郎参考人にお願いをいたします。加藤秀治郎参考人。

○参考人（加藤秀治郎君） 東洋大学の加藤です。

時間がありませんので、早速本題に入らせていただきます。加藤一彦参考人の陳述とダブルの点がありますので、その点は省略させていただきます。

まず初めにですが、衆参のねじれについて、私は非常に重大な問題だと思っていまして、ねじれの場合は、簡単に言いまして国政は麻痺していると思つております。参議院については、弱い第二院ではなくて、何らかの改革が必要だと思つております。

それで、衆議院の総選挙になりますと政権選択と言いますが、実はそうでないぐらい参議院が強くなっていると思います。衆議院の優越は形式的

な法律論でありまして、長らくそれに気付かないでいたのは、自民党が衆参で十分な議席を得てきましたからであります。それで、自民党、公明党の連立政権が成ってからですが、優越している衆議院の総選挙でも自由に政権を選択できるという状況にあります。ドイツの場合ですと連邦参議院だけで決まりますので、連立している政権同士も全く競合関係に入ります。

ということで、私は、衆議院の優越は部分的であり、半優越とも呼ぶべきもので、法律の議決で制限されていますから、ということでの、総選挙で勝った政党もまた、首相は出せても円滑な政権運営は保証されないというのが現状かと思います。

それで、国会のことを議論するとき、私は、立法府だということで法律を作るところだということをイメージを持たれると思うんですが、同じ議会といいましても全く異なる二つの類型があります。どちらも日本人にははじめがあるんですが、どういうわけか、議会についてはアメリカとイギリスの相違をほとんど認識しないまま議論がされていました。

基本的には、議院内閣制か大統領制かによって根本的に異なるわけであります。議院内閣制の場合、極端なことどくなっているかといいますと、イギリスのバジヨットの有名な本で、「イギリス憲政論」であります。下院の最も重要な機能は立法機能ではなくて首相の選出である。首相の選出は総選挙が終りますと自動的に決まります。

そこで、議会をやつているようなものではありません。ということは、狭義の立法機能はどこが担つているかといいますと、与党の内閣が実質的に担つているわけです。

この点、ボルスビーというアメリカの政治学者が非常にきれいな形で二つを分けて議論しています。日本の国会についての議論が混乱しているのは、この一つについての相違をわきまえないと、

論が多いからであります。

立法作業の議会、これはドイツ語的な表現を使いますが、アメリカでは、英語では変換の議会と申しますが、立法の必要な問題を明確にして法律にしていく役割を独立的に果たす議会が変換の議会。アメリカが典型で、社会の要求を法律にします。

オランダ、スウェーデンもです。

これに対して、イギリスは論戦の議会であります。アーリー、闘いの議会というふうに言います。議会は公式の論争の場であります。有権者に対立点を明確に示せればそれでよいと考えるもので、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリアなどがそうであります。ここは立法部とはいうものの、議会では与党は内閣の法案を成立させることが任務であります。野党は、それを阻止したり修正したりするということよりも、批判をする

ことがあります。ですから、参議院だけ独自の選挙制度など

いうことは根本をわきまえない議論ではないかと私は思つております。

憲法制定の経緯では、先ほどお話をありました。マッカーサーが一院制でいいんじゃないかと

いうとき、部下が、まあ日本に譲つてもいいといふところで、参議院つくりたいという話を出てきました。

たとき割と簡単に認めますが、そう検討しないままで来たもので、憲法上、参議院の権限は強力なものでありますから政党化するのは必然的であります。しかし、政党化されない参議院が可能である

ような形で日本では参議院のことをずっと議論してきたと思います。

それで、改革の方向性としましては、暫定的な

院制にするのか、と、いうことが議論されていま

す。それで、二つあります。先ほどのお

話にもありましたので、貴族制、連邦制、参議院型といふのを取つておられるわけであります。それで、両院制で組みほんど議論がなされていないで、どんな両院制にするのか、と、いうことが議論されていま

すので、議論をやつしているようなものではありません。ということは、狭義の立法機能はどこが

担つているかといいますと、与党の内閣が実質的に担つているわけです。

それで、衆議院の選挙制度については、必ずしも代表的な政治学者サルトーリーという人の定式

を引きましたが、一方の優越が明確で両院の権限が不均衡、衆議院がもつと強ければ両院の勢力の構成は似ていなくても構わないけれども、似てい

るならば似なければいけないということでありま

して、私なりの訳のようなことを掲げますと、参

議院の権限が弱ければねじれは放置してもよいが、権限が対等なら両院で与野党の似たような勢

力関係を保たなくてはいけないということでありま

す。ですから、参議院だけ独自の選挙制度など

いうことは根本をわきまえない議論ではないかと私は思つております。

憲法制定の経緯では、先ほどお話をありました。マッカーサーが一院制でいいんじゃないかと

いうとき、部下が、まあ日本に譲つてもいいといふところで、参議院つくりたいという話を出てきました。

たとき割と簡単に認めますが、そう検討しないままで来たもので、憲法上、参議院の権限は強力なものでありますから政党化するのは必然的であります。しかし、政党化されない参議院が可能である

ような形で日本では参議院のことをずっと議論してきたと思います。

それで、改革の方向性としましては、暫定的な

院制にするのか、と、いうことが議論されていま

す。それで、二つあります。先ほどのお

話にもありましたので、貴族制、連邦制、参議院

型といふのを取つておられるわけであります。それで、両院制で組みほんど議論がなされていないで、どんな両院制にするのか、と、いうことが議論されていま

すので、議論をやつしているようなものではありません。ということは、狭義の立法機能はどこが

担つているかといいますと、与党の内閣が実質的に担つているわけです。

<p>限があつて、衆参がねじれた場合、これは党派的に使われるのもう決まり切つたことあります。したがつて、問責決議をどう見るかとかいうことにつきましても、権限として強く、政党政治をやる、それで参議院と政党政治はどういう関係に置くのか、ここも議論がないままスタートしているわけありますから、そういうところも含めて是非一から議論をしていただきたいなということを思います。</p> <p>○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。</p> <p>○磯崎仁彦君 あと、時間もありますので、一点点だけ聞かせてください。加藤秀治郎参考人に。先ほど……</p> <p>○会長(小坂憲次君) もう時間が来ておりますので、手短にしてください。</p> <p>○磯崎仁彦君 はい。</p> <p>結論として、三つの案の一つとして、衆議院の再議決の要件、これを過半数にして六十日間の冷却期間を置くこと。これは、最初は皆さん、ううんと思うけれども、納得をされるという話がありますが、六十日間の冷却期間を置くことによつて、例えば衆議院は改正の、じっくりと考えてよく考えてみればという、そういう修正の方向に動くものなのかどうか、その辺についてはいかがでございましょうか。</p> <p>○参考人(加藤秀治郎君) これは私は、これほど今、新聞社がちょっとやり過ぎなぐらい世論調査をやっていまして、それに物すごく敏感に反応されているのはほかならぬ国會議員の方であります。ですから、こんなことをそのまま決めたら大丈夫かということをいつも意識しているのは国会議員の方で、私は六十日間あれば必ず変わることと思います。</p> <p>○磯崎仁彦君 ありがとうございました。</p> <p>○会長(小坂憲次君) 次に、松田公太委員。</p> <p>○松田公太君 御指名ありがとうございます。お一方の今日のお話、大変参考になりました。どうもありがとうございます。みんなの党の松田公太と申します。</p>	<p>みんなの党は、一院制を結党以来主張してきたいるわけでございますが、加藤秀治郎参考人に御質問させていただければと思います。</p> <p>海外では、約四十か国ほどが二院制から一院制に移行していると聞いております。このように国々が、主な事例でいいんですが、なぜそのような決断をしたのか、二院制から一院制に移行して、どのような過程において問題が発生したのか。そして最後、移行した後に、例えば国民から何か不満が出てきたり、若しくは一院制に移行して良かったという声が上がつたり、そういう話を是非ともお聞かせいただければと思います。</p> <p>私は質問は以上ですので、八分間を存分に使って好事例をお話しいただければと思います。</p> <p>○参考人(加藤秀治郎君) 八分使えるほどのお答えはできなんですが、私は、一院制に変わったところは、政治体制が根本的に変わった旧共産国のような例もあるのを、その辺のことについてはよく承知していないのですが、いわゆる自由民主制を取る国で両院制だったところが一院制になつた、戦後一院制に</p>
---	--

そういう入れ物、革袋にちゃんとしたお酒を入れたかどうかというと、やはり私は疑問で、それははずつとこの六十何年宿題として残されていて、参議院がそれこそ議論しなきやいけなかつたんです。が、先ほどから申しているように、良識の府といふうな何となく格好いい看板を盾に内部の議論を怠ってきたのではないかということを、そういう印象を持つております。

○亀井西紀子君 ありがとうございます。

一院制はどうあるべきかということがこの憲法審査会の一つの争点であり、その中に、では一院制ではどうなのかということが話し合われているわけですけれども、少なくとも事実として、當時占領下にあつて日本人がかなり強い意思でこの二院制を、まあ将来の問題点が予測できなかつたにしろ、日本人の意思で入れたということは間違いないことだらうと思います。

そこで、一院制を維持すべきであると主張されている加藤一彦先生にお尋ねしたいのですが、今

の問題点は、やはり選挙制度が似通つてきて、参議院も政党化をしてしまつた。同じような選び方をされて、同じような議論を二回やつて、参議院がいわゆる政争に明け暮れているような状態であつては、二つ院がある意味はないではないかといふところが出発点なのではないかと思うのですが、そこで、一票の格差についてお伺いしたいと思います。

昨今、衆議院の方は、高裁で選挙無効とまでの判決が出ました。参議院の方はまだ無効という判断は出しておりませんけれども、違憲状態という判断が出ております。

亡き西岡参議院議長が、選挙制度改革について議長のお立場でかなり積極的に、中立的な立場でかかわつておられました。そのときに西岡議長は、各県の代表つまり地域代表という位置付けを残せないかいろいろお考えになつて、アメリカで各州で二人代表がいるように県代表を残せないかと考えたのですけれども、アメリカは連邦制を取つてゐるので、人口に関係なく各州が同等で

ある。けれども、日本は連邦制ではないので、憲法にそこまで書き込まれていないので、各県を構成される国会議員の方々が勘違いされず、そのところが一個あると思います。最高裁判所が一对二であると駄目なんだというのは、制度とかと、そういう学者さんの意見があつて、それが同等に扱うということを言い切れないのではないかと、そういう考え方を出されたという経緯がありまして。

ただ一方で、一票の格差について衆参が全く同じでいいのかと。そういう見解ですと、この二つの院はやはりどうしても限りなく近づいていくつてしまふ。なので、ここに工夫は必要だらうと思うんです。

私は、人口が少なくて、けれども非常に投票率の高い県から選出をされています。七割の人が投票に行く県です。それで、人口が少ない県から見ると、人口が多いけど、ほとんど半分……

○会長(小坂憲次君) 答弁時間を確保してください。

以上です。

○亀井西紀子君 はい。

投票率も考慮したような選挙制度ができないのかというふうな声も聞こえてくるんですけど

私が、参考人におかれましては、本当にありがとうございます。

私の方からは、参議院の特性を生かしての権能について伺いたいと思います。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

今日は、お二人の加藤一彦参考人、加藤秀治郎参考人におかれましては、本当にありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、谷合正明委員。

私は、参議院の特性が何を指すのか、何に由来するものであるかということに着目するんであれば、それは憲法上、議院の構成については、参議院も

全国民の代表である点、選挙された議員によつて組織されるという点で、これは衆議院と変わりがないんですね。違ひがあるとすれば、それは任期が六年間で長く、また解散がないということが挙げられるということだと思います。そこで、加藤一彦先生からも、長期的、総合的な視点での国政の取組が可能とされるので、そういうことを期待されたいというお話をございました。

○参考人(加藤一彦君) 今御指摘の中で、国政調査権について私先ほど言及したと思いますが、この国政調査権というものは各院がそれぞれ行使できます。その際に重要なのは、少数派の野党に配慮した形での国政調査権の発動形式は考えられる形ではないか、要するに少数派調査権というものであります。例えばというふうに言いますが、例えば、院の三分の一以上の賛成があれば国政調査権及び議院証言法に基づいたきちんとした調査権を行使できるような方法というものは考えられないだろかということがあります。ただし、一つだけ条件があります。それは、参議院のメンバーが良識

が恐らくは多くの、これは衆議院、参議院、それぞれ院を構成される国会議員の方々が勘違いされているところが一個あると思います。最高裁判所が一对二であると駄目なんだというのは、制度として駄目なのではないと、これは権利の問題なんだと、要するに、有権者サイドからすると平等選挙が実現されていないんだという権利論なんだといふことです。

ただがつて、制度で何が一番適合できるかと、そういうことを考えるときには、有権者の権利が実現されないんだけれど、その視点を忘れないでくださいということ。

そこで、加藤一彦先生にお伺いしたいのは、参議院がこうした取組をこれまで努力してやつてきていますが、この取組がどのように映つてはいるんですけど、このふうなところがあればどう答弁で不足されているようなところがあれば、このことも考えられるのかなと思うんですが、このことを加えて、いただいた御答弁いただきたいのかなと思います。そこで、あともう一つは、例えば、参議院においては長期的な視点ということにおいては例えれば数年度にわたる長期的な検討を要する事項を重点に審議をするとか、衆議院では次年度予算に直結する短期的事項に重点を置いて審議をするとか、そういうふうな仕組みが構築できるのかということを教えていただきたいというふうに思つております。

よろしくお願ひいたします。

それから、加藤秀治郎先生には、行政監視機能とか決算審査機能というものが、仮に一院制になつたときに十分にそうした機能が、果たしてそれが、参議院の特性が何を指すのか、何に由来するものであるかということに着目するんであれば、それは、議院の構成については、参議院も

全国民の代表である点、選挙された議員によつて組織されるという点で、これは衆議院と変わらないんですね。違ひがあるとすれば、それは任期が六年間で長く、また解散がないということが挙げられるということだと思います。そこで、加藤一彦先生からも、長期的、総合的な視点での国政の取組が可能とされるので、そういうことを期待されたいというお話をございました。

また、衆議院とは違いまして、参議院の場合は、憲法上、内閣総理大臣の指名で決定的な権限を有しておりません。また、政権と距離を置いた立ち位置にあると考えられますので、その意味からも行政監視機能あるいは決算審査機能を發揮するということが期待されております。何も行政監

の府のメンバーであるという自覚があることが前提出す。

あともう一つは、恐らくは今後、皆様方も考えなければならぬと思ふんでけれども、行政監督をやつしていくと、結局、組織は人の問題になります。

あるならば、国会承認案件の人事権、これ参議院独占することができるかという論点に結び付くと思います。現在では両議院一致の議決になつております。そのため、せんだつて変なことが起きたことは皆様方御承知のとおり。あれを一

つの院、しかも参議院サイドの方で握るということも、恐らくは行政監督の中の組織上の人物に対する一番強い権限であろうかと思われます。これも先ほど私申し上げましたとおりの条件が前提であります。そのため、せんだつて変なことが起きたことは皆様方御承知のとおり。あれを一

○参考人(加藤秀治郎君) 行政監視の機能などが

一院制の場合どうかということですが、私は、現在でもそうありますが、議会の中での野党ができる機能できるかという問題であつて、これは一院

制、二院制かというのとストレートに来ない問題で、むしろ日本の国会の在り方をゆがめてきたといふのは、野党が野党としての役割を十分に果たしていなかつたんだと思ふですね。

それで、一番、五五年体制の下で大きな問題だつたのは、野党が、先ほど申し上げましたように、批判するよりもいろいろ阻止をしたりするというところに機能があつたわけで、やつぱり政権交代がないことが随分日本の国会をゆがめてきたんだと思います。そういう意味で、野党の在り方

ということを政権交代のある議会の中で考えて、どう確立するかということを考えた方がいいんではないかなと思っています。

それで、あとはチエックの機能ですが、司法がかなり今までと違つて積極的になり始めましたので、そういうところの方もかなり期待ができるところなんではないかなと思います。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

次に、はたともこ委員。

○はたともこ君 生活の党のはたともこでござります。

両先生方、今日は本当にありがとうございます。

生活の党は二院制でよいという立場でございま

す。今日はそれぞれの先生に一問ずつ伺いたいと

思います。

まず、加藤一彦先生に定数是正について伺いま

す。

衆議院の定数は正については、一票の価値の平

等の原則の上に立つて、二〇一八年から実施をさ

れるイギリス方式を生活の党は提案する予定にし

ております。すなわち、五年ごとの国勢調査に基

づいて議員一人当たりの基準人口、平均人口の上

下五%ないしは一〇%の範囲内で第三者委員会が

自動的に区割りを変更するというものです。ちな

みに、上下五%の範囲内なら格差は一・一一倍以

内、上下一〇%の範囲内なら格差は一・一二三倍以

内となります。もちろん、一人別枠方式は廃止を

いたします。

一方で、参議院は全国比例区の一票の価値は完

全平等ですが、選挙区の格差は衆議院より大きい

例区も併せて一票の格差を二倍未満とするなどを

現実です。米国の上院のように州の独立性を

最重要視する考え方もありますが、私は個人的に

は、参議院は衆議院とは違つて地方を重視し、比

例区も併せて一票の格差を二倍未満とするなどを

現実です。米国の上院のように州の独立性を

最も重要なのは、野党が野党としての役割を十分に果たしていなかつたんだと思ふですね。

それで、一番、五五年体制の下で大きな問題

したがいまして、都道府県別ではなくてブロック制だと都道府県の枠を超えて有権者の数を左右に動かすことができるのであるならば、当然一対二に収まるようなことができるであろうと。ただ、いずれにせよ、ここで考えなければならないのは、一番最初に私申し上げましたように、参議院も全国民の代表機関なんだというのではなくて、どうも中国だけだと、こういう選挙制度であろうとも一度選ばれてしまつたらそういうものとして行動するんだというのが憲法学のイロハでございます。間違つても地元の選挙区、あるいはブロックであるならブロック、この利益のために行動してはならないんだというのが四十三条の憲法の基本の意味です。ここを御理解した上で、選挙制度というもの制度設計されるのであるならば、何かいい、いろいろな案が出てくるのではないかと思います。

○はたともこ君 では、次に加藤秀治郎参考人に伺います。参議院の独自の役割について伺いたいと思います。

私は、参議院に日本版GAO、国会版会計検査院を設立すべきだと思います。平成二十年三月の衆議院の国家公務員の再就職状況に関する予備的調査報告書の概要で、独立行政法人、公益法人など四千六百九十六の法人に合計二万六千六百三十二人が天下り、それらの団体に年間十二兆六千四十八億円の交付金が支出されている実態が明らかになりました。しかし、その後のフォローの調査がなく、天下りが減つたのか増えたのか不明です。

これらの考え方について、加藤一彦先生の御意見を伺えればと思います。

私は、解散がなく長期にわたつて継続的に調査

できる参議院がその機能を発揮し、天下りの根絶に決定的な役割を果たすべきだと思いますが、加藤秀治郎先生の御見解はいかがでしようか。

○参考人(加藤一彦君) 一票の格差に関して言えます。

参考人からお願いします。

改革を考えるといった場合においては、都道府県別は数学的に不可能であります。半数改選制度

は、一対二以内に収まるような参議院の選挙制度

が、私は、解説がなく長期にわたつて継続的に調査できる参議院がその機能を発揮し、天下りの根絶に決定的な役割を果たすべきだと思いますが、加藤秀治郎先生の御見解はいかがでしようか。

○参考人(加藤秀治郎君) 参議院が独自の役割を持つというのは、要するに今はしないわけですか

ら、それをこういうものが必要だらうということ

で議論をされてつくるというのは非常に結構なことだと思います。

それで、私も国会議員の方とそういう問題につ

いて一緒に議論したことがあるんですが、会計検査の機能を参議院が担うというのは、かなり有力な案として出ていたように記憶しております。

○はたともこ君 以上です。ありがとうございます。

○井上哲士君 共産党の井上哲士です。

今日はお二人の加藤先生、本当にありがとうございます。

まず、加藤一彦参考人に伺います。

まず、加藤一彦参考人に伺います。

各国の状況で、経済的な国力と人口規模に着眼した場合に一院制採用がもう中国だけだと、こういうお話をありました。つまり、一定の経済力と人口規模があつた場合に二院制が採用されているのであるならば、何かいい、いろいろな案が

かということをもう少し詳しくお願いをしたいと思います。

それから、両院制の四つの実質について、それぞれ参議院の存在意義にどの条項が当たつているのかという整理は大変分かりやすくて参考になります。

たわけですが、その際に、この保障、保障というお話をありました。つまり、一定の経済力と人口規模があつた場合に二院制が採用されている

ということの理由ですね、どういう根拠があるのであるのか、その辺ちょっとお話を伺いたいと思います。

それほど来てます定数、一票の格差の是正の中

で、参議院においても言わば地域代表制的な要素があるんだというお話をありました。

先ほど来てます定数、一票の格差の是正の中

で、参議院においても言わば地域代表制的な要素があるんだというお話をありました。

か土台には参議院が全国人民の代表機関ということ

があるんだというお話をありました。

たわけですが、その際に、この保障、保障というお話をありました。つまり、一定の経済力と人口規模があつた場合に二院制が採用されている

ということの理由ですね、どういう根拠があるのであるのか、その辺ちょっとお話を伺いたいと思います。

それから、加藤秀治郎参考人にお聞きします

が、私たちには、今の議院内閣制の下で一院を構成する多数政党がそのまま内閣を構成するわけです

から、それに対するやつぱり国会のチエック機能

というものが一院制では事実上なくなつてしまふ

んじゃないかと、こう思つておりますし、昨年末の総選挙結果などを見ましても、今の選挙制度の下

で少数の支持の下でも相当多数を取るというよう

なことを考えたときに、やっぱり民意の多様な反映とすることを保障する制度として二院制が非常に大事だと思っているんですけど、そういう民意の多様な反映を国会で担保していくという点での必要性についてはどうのようにお考えなのか。この点をお聞きしたいと思います。

○会長(小坂憲次君) それでは、加藤一彦参考人にお願いします。

○参考人(加藤一彦君) 第一番目のお尋ねの件なんですけれども、これは別に経済規模が大きくなら二院制になるということでは全くございません。基本的にはその国の歴史的ないろんな事情というのがありますし、代表的な例でいえばイギリスの貴族制度があるから貴族院であると、あるいはアメリカのような連邦制であるならば当然連邦の利益を代表しなければならないというもの、そういうお話でありますので、あともう一つは、多言語国家も中にはありますので、そうすると、何らかの形で国民意思を反映する第二院を存置せざるを得ないということだけのお話であります。殊更重要なことではないと思います。

次のポイントの方が、ちょっと分かりにくかったのが、結局、参議院が地域代表ではなくて比例代表した方がよかつたのかとか、その手の質問などでしょうか。ここがちょっと私、実はよく分からなかつたんですけれども。

基本的には、参議院は全国民の代表者なんだということを前提にして考えてみると、ということになると、そういう選挙制度をつくることができるであろうかつて次に考えていった方がよろしいんではないかと。その際の比列代表というのが一本で全部できるかなという話になるだろうし、あるいはそうではなくて、ブロック制を加味した中での比例代表制の既存の制度との二本立てという仕組みでうまくできるかなというふうに考えていくんじゃないかなという気はいたします。

○会長(小坂憲次君) それでは、加藤秀治郎参考人、お願いします。

○参考人(加藤秀治郎君) 私は選挙制度をまず考へていまして、それからどうも選挙制度の議論に大事だと思っているんですけど、そういう民意の反映は議会のことを分からぬきやいなければならないということでお聞きしたいと思います。

○会長(小坂憲次君) それでは、加藤一彦参考人を後から始めたものです。

基本的なことは、選挙制度を話すときは、考へるときは、まず日本ではどういう政治制度を取つて、今日お話ししているような議会のことの研究をしているのか。ですから、議院内閣制なのか大統領制なのか。その下でどんなものを国会として考へるか。両院だつたら、両院制を取るならば、衆議院と参議院は国会の中でどういうふうな形で役割を付与するのか。その役割が決まつたところで、衆議院はそういう衆議院としてどういう議員を選ぶのがふさわしいか、参議院はどういう議員を選びながら、議員の方がやつていています。

差のことばかり議論していますが、これだけを選ぶのがふさわしいかという、これぐらいの段階を経ないで選挙制度の議論はできないと思うんです。が、今心配しているのは、日本中で一票の格差のことばかり議論していますが、これだけやつていますと、例えば全国一区の比例代表しか差のことがないといふことになります。

これは議論の順序が非常におかしいと思います。

ただいま質問がありましたよなことを考えなければいけないんですね。これはまあ日本では党だけ選んでいるわけではありませんから、ゼロにならぬことはないだろうと思つて議論することであります。

それで、一院制の中での野党のことですが、野党がゼロになるような事態が想定されるならば、どういうことになります。

ただいま質問がありましたよなことを考えなければいけないんですね。これはまあ日本では党だけ選んでいるわけではありませんから、ゼロにならぬことはないだろうと思つて議論することであります。

そのとき有権者として、いや、まあ公明党さんは失礼ですが、公明党抜きの自民党政権がないといふ人がいたら、そういう政権が望まれているならそななればいけないんですね。が、日本は選挙制度のあちこちの面に比例代表制的な要素が残つてゐるために、自民党と公明党的政権がいつ終わるのか分かりませんが、そして別な党なんですが、いつまで連立続けるんですかと、分からぬ状態のままざるする続いている。こういうの

ことあります。その場合、与野党の勢力関係が変わつたら変わつたなりの国会の議事運営の仕方を是非していただきたいと思いますね。

例えば、議員の数に応じて質問時間を割り振りますが、仮に与党が大きな数になり野党が少な

だとか、そういうことは当然あつていいことで、そういう面でむしろやるべきであつて、それを選挙制度だけで議論するのはどうか。

多様な民意の反映ということあります。私は議員の方がやつていています。が、実際にやつてるのは国会議員の方がやつていています。そこでどういうふうな選挙制度がやつていています。が、選挙制度をつくるのかといいます。が、実際には政権をつかうんだといいます。が、実際には政権をつかうんだといいます。が、実際には政権をつかうんだといいます。が、実際には政権をつかうんだといいます。

そこをどう選ぶか、そしてそこでどういう与党を選ぶのかといふことが決定的に大事なのであります。が、実際には政権の交代が一番いいんだという

のが私の立場であります。が、実際には政権の交代が一番いいんだといいます。

これが議論の順序が非常におかしいと思います。

ただいま質問がありましたよなことを考えなければいけないんですね。これはまあ日本では党だけ選んでいるわけではありませんから、ゼロにならぬことはないだろうと思つて議論することあります。

それで、一院制の中での野党のことですが、野党がゼロになるような事態が想定されるならば、どういうことになります。

ただいま質問がありましたよなことを考えなければいけないんですね。これはまあ日本では党だけ選んでいるわけではありませんから、ゼロにならぬことはないだろうと思つて議論することあります。

そのとき有権者として、いや、まあ公明党さんは失礼ですが、公明党抜きの自民党政権がないといふ人がいたら、そういう政権が望まれているならそななればいけないんですね。が、日本は選挙制度のあちこちの面に比例代表制的な要素が残つてゐるために、自民党と公明党的政権がいつ終わるのか分かりませんが、そして別な党なんですが、いつまで連立続けるんですかと、分からぬ状態のままざるする続いている。こういうの

ことあります。その場合、与野党の勢力関係が変わつたら変わつたなりの国会の議事運営の仕方を是非していただきたいと思いますね。

例えば、議員の数に応じて質問時間を割り振りますが、仮に与党が大きな数になり野党が少な

どう反映するかということだけで議論しています。と比例代表に行く。そして、比例代表的な要素で国政を運営した場合、実際にどういうことになつて、発揮するというのが比例代表ですが、それと随分された実態がたくさん出てくるわけですね。そういうことを各国の事例なども見ながら是非議論していただきたいなと思います。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。時間が超過しておりますので、次に参ります。

○井上哲士君 余り納得しませんが、時間です。で、終わります。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。小西洋之委員。

○小西洋之君 民主党の小西洋之でございます。

両参考人に御質問をさせていただきます。

前回の審査会で、私は、二院制が必要、二院制を維持すべきであるという立場から意見を申し上げました。一つは慎重審議でございます。私自身が経験をしました。例えば原子力規制委員会といふ原発を管理運営する絶対許されない法制度で、衆議院から送られてきた法案に穴があつて、それを各党各会派の協力によって参議院でしつかりとした法制度にしたということがございました。

また、今御案内のとおり、各国会が終わつたときには、そこで審議できなかつた法案が、数が残念ながら積み上がりつてゐるわけでござりますけれども、よく参議院は衆議院のカーボンコピーだな

ども、先ほどもお答えしましたように、一院

の中での野党がどういう役割を果たせるかといふことあります。

ただいま質問がありましたよなことを考えなければいけないんですね。これはまあ日本では党だけ選んでいるわけではありませんから、ゼロにならぬことはないだろうと思つて議論することあります。

それで、一院制の中での野党のことですが、野党がゼロになるような事態が想定されるならば、どういうことになります。

ただいま質問がありましたよなことを考えなければいけないんですね。これはまあ日本では党だけ選んでいるわけではありませんから、ゼロにならぬことはないだろうと思つて議論することあります。

そのとき有権者として、いや、まあ公明党さんは失礼ですが、公明党抜きの自民党政権がないといふ人がいたら、そういう政権が望まれているならそななればいけないんですね。が、日本は選挙制度のあちこちの面に比例代表制的な要素が残つてゐるために、自民党と公明党的政権がいつ終わるのか分かりませんが、そして別な党なんですが、いつまで連立続けるんですかと、分からぬ状態のままざるする続いている。こういうの

ことあります。その場合、与野党の勢力関係が変わつたら変わつたなりの国会の議事運営の仕方を是非していただきたいと思いますね。

例えば、議員の数に応じて質問時間を割り振りますが、仮に与党が大きな数になり野党が少な

もう一つは、私が一番強調させていただいたことは、参議院の本質的な意義は、衆議院はやはり

我が日本維新的会いたしましては、前回の調査会でもスタンスを明らかにさせていただいておりますけれども、まず前提が、首相公選制を前提として、そして一院制での機能を、議会の立法機能と行政に対するチェック機能を果たしていただこうというようなスタンスでございますので、両先生からちょっと視点を変えてお話をいただきたいんですが。

政府はそうありますけれども、二元代表制という形で国民、有権者から選んでいただくというような形式を取った場合に、この一院制か二院制かといふそういう論議、例えばアメリカは大統領いますけれども上下両院ともあると、韓国や台湾はそれぞれの国家の行政の代表者がいて、また一院制であるということあります、そもそもこの首相公選制について両先生はどのようなお考えをお持ちなのかということ、この首相公選制を導入し前提とした場合、立法府機能というものはやはり二院制の方がうまく機能すると思っていらっしゃるのか。

もちろん、そもそも一彦先生はそういう二院制の立場でありますし、また秀治郎先生は一院制でいいという話であるんですねけれども、アメリカみたく余り、大統領がいて上下両院ともあるとかなかな物事が決まらない、進まないという、そういうジレンマを抱えているようなこともよく聞くわけでありますけれども、この首相公選制を導入し前提とした場合に、やはり一院の方がより一層、議会内閣制以上にスピーディーかつそのメリットがあると、立法機能、行政チェック機能についでもその方がよろしいというようなお考えなのかどうかについて、お二人からそれぞれ御見解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長(小坂憲次君) それでは、加藤一彦参考人からお願ひします。

○参考人(加藤一彦君) 首相公選制については、一般的に言えば憲法学者でこれを支持する方はほ

どんどおりません。これはなぜなのかというと、首相を大統領のように国民が選ぶ、一人だけ選ぶりますけれども、まず前提が、衆議院が一個足りると。そうすると、この選挙によつて選ばれた首相が議会解散権も持つ。アメリカ大統領以上に強力な権限を持ちます。これは事実上、ポピュリズムからかなり近い距離でファシズムに移行します。そういう点で、憲法学者は首相公選制に對してはかなり厳しい視点で物事を見ます。

あともう一つは、イスラエルが首相公選制を一度導入されたと思いませんが、一回で懲りてやめたはずなんですが、これが一つですね。では、ここから先は加藤先生の方が結構詳しいと思いますので。

○参考人(加藤秀治郎君) 首相公選制については、私は批判の論文を随分書きましたが、誤解に基づいて主張されているだけで、実態が分かれれば余り賛成する方はいないのではないかと思つております。

それで、簡単に言いますと、アメリカに近づける、アメリカの方式に近づけるんですが、オバマ政権の最近のことを見ますと、アメリカでは政黨が二つあるけれども、レッテルの違う二つの空瓶だということで、民主党と共和党というのは、フランス型を日本に入れる場合どうするかといいますと、公選の首相のほかに、フランスは大統領と首相ですが、それで議会の基盤のある首相をフランスで置いているんですが、日本の場合、大統領を首相と呼ぶわけですから、私は副首相とでも呼ぶのがいいと思うのですが、もう一人、議会の基盤のある人を行政のところに据えるということをやらなきゃいけないのですが、そういうことをやっていい、そういうことをまで考えてやりたいですということをおっしゃるんでしたらいいですが、そうでないんでしたら、議会に基盤のない公選首相が誕生した途端に、もうとんでもない混乱であります。

かつて長野県の県政は、参議院議員でしたでしょうか、田中知事の下で大混乱に陥りましたし、幾つかの市町村では保守首長の不正などの後にはつきりしてきました。それに従つて議会運営が非常に混乱をしています。どうしてこういう場合の議会運営が非常にならぬことはほんの声を無視できなくなりまして、どんどん政策が議論するときも日本的な議論から自由に離れてやつてしまふことがあります。それで、日本は、私の言つてゐることは随分極端な議論に今日聞かれた方もいると思いますが、制度を設計しようというとき、何に基づいてどういうコンセプトで私たちはこういう制度を言いたいんですということをきちっと言わないとなかなか、そういう議論の仕方をしていないわけですね。それで、思い付きのようく首相を選びたい、アメリカは大統領を選べていいなと。

あとは、そういう手でいうと、国会、衆議院だ

是非言つていただきたいなと思います。

それで、どうしてもやりたいという方の場合には、周りの素人の方の物すごく多い意見です。

そうしたら、二院制が必要だと思う方は、そういう点と。あと、お尋ねの件ですが、衆議院が一個足

けでいいんじゃないの、参議院なくしたら、こののは、周りの素人の方の物すごく多い意見です。う方こそ周りの人が理解してもらえるような二院制を設計しなきやいけないので、そうでなくて、良識の府だというような看板にすがつてみたり、そういうようなことが行われていて、何か議論している間におかしな方向に行くのが日本の政治の話の特徴だと思いますので、是非ここは反省していただきたいなと思います。

先ほどから出でている選挙制度のことですと、一票の格差がそんなに二倍未満というの私にはいいと思いますが、それを金科玉条のように

いかないで、これを言うと、大事なのは、小選挙区などを言う方は、小選挙区制をうまく働かせら

れるように、区割りのことはほかの人以上に熱心に考えていただかなきやいけないんですが、小選挙区制を言う人は、まあこれぐらいでいいんじや

ないですかとかですね。そういうのは日本的な議論のよう思つていて、参議院のことを議論するときも日本的な議論から自由に離れてやつ

ていただきたいなと思います。

時間が過ぎていて、

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。水戸将史君の時間は終了いたしました。

次に、江田五月委員。

○江田五月君 両先生、今日はありがとうございました。

日本の二院制、とりわけ参議院の在り方に

ます。

日本は、私の言つてゐることは随分極端な議論に今日聞かれた方もいると思いますが、制度を

設計しようというとき、何に基づいてどういうコンセプトで私たちはこういう制度を言いたいんだますといふことをきちっと言わないとなかなか、そういう議論の仕方をしていないわけですね。それで、思い付きのようく首相を選びたい、アメリカは大統領を選べていいなと。

あとは、そういう手でいうと、国会、衆議院だ

そういう前提で幾つかお伺いをさせていただきますが、まず簡単な質問からですが、加藤一彦先生、中国を一院制に入れられました。これは全国

人民代表大会を議会だととらえてのことだと思いますけれども、そうすると政治協商會議をどう考えられるかというのがあつて、そもそも全国人民代表大会が議会と言えるのかどうかも、これもクエスチョンかと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、これは両先生に伺いたいんですが、ねじれのデメリットの方が強調されて、確かに今デメリットが目立つことはそのとおりだと思いますが、私はメリットもある。既にもうメリットの議論はなされましたが、一番のメリットは、衆参の多数派が異なることによって、もしこの両方の多数派が合意をすれば非常に幅の、裾野の広い合意になるんですね。これによつて大変難しいことを乗り越えていくということもできるんで、例えば憲法改正について議論されています。

今度の参議院選挙は改正勢力が三分の二参議院で得ることが目標だという、そういうことを明らかにした政党もありますが、しかし問題は内容で

して、私も今の憲法にかなり無理な制度設計があるということは認めて、自由に変えなきやならぬ部分もあるだろうと思っています。しかし、この改正というのは、誰か一つの政党や一人の政治家の手柄で改正されたんぢやたまらないんで、やはりこれは広く、今衆参に議席を持つ議員が本当に裾野の広い合意をつくつて改正をしていく、少なくともまずはそこから始めなきやいかぬだろうと思うんです。

さらにもう一つは、改革なんかも、これもあるいはねじれがあつたから、これはどうにもならぬというので大きな合意ができたとも言えるのかと思うので、ねじれのメリットについて両先生のお考えを伺います。

ともう一つだけ。加藤一彦先生に伺いますが、緑風会はもう不可能だとおっしゃいました。しかし、私は、これ自由の発想と秀治郎先生はおっしゃったので自由に発想しますと、ねじれを解消すると参議院は元のカーボンコピーに戻ってしまいます。これはいけません。しかし、今の

野党は慘たんたる有様と言わればそのとおりで

だと思います。しかし、この野党がそれぞれ党派性

を抑制して、緑風会型の無所属候補をみんなで擁立して、これが一定の固まりになれば、これはそ

こがイニシアチブを持つて参議院がもう一度、ま

あ良識の府と余り威張つて言えませんけれども、これが、一彦先生に伺います。

それから、秀治郎先生ですが、国政調査権、これで、少数国政調査権の考え方もありますが、二院制で両方が、別の勢力が多数になつておれば、それをこそ政権を取つてないものが堂々と、院の国政調査権を堂々と發揮できるようになるんです。そ

ういう意味で二院制というのは非常に重要なことですけれども、河野議長あるいは自由民主党の国対の大島さんの時代だと思うんですが、一回、自由民主党は三分の二条項を使って再議決したことありますね。あれ以降、参議院野党との話し合いがなくなつたということの反省の弁を言われているはずです。で、なんですけれども、まさに与党側からすると話合いの土壤がなくなるということなんで、したがつて、ねじれ国会があつたときには政権党は慎重に国会審議をやりなさいとうプレッシャーが掛かるというのがメリットだと思います。

あともう一つは、これは昨年になると思うんですけど、赤字公債の三年連続そのまま、公債特例法を認めたと思います。たしかそういう法律通しましたよね、赤字公債の三年連続そのまま、毎回毎回議決を必要とはしない。それは、双方ともねじれがあるからということで、自民党、民主党、両方とも私のんだと思いません。こういうような話合いの路線というものは確保することができるであろうと思います。

あと三番目、私の報告の中では緑風会はもう無理だという言い方をしたと思いますが、ここで言つてある私の緑風会はもう無理だという意味合いは、党議拘束のない形での党派を本当につくることができるかという意味であります。

緑風会というのは右から左までいろんな方が入っています。そして、投票のときには一切党議拘束を掛けません。こういうようなユニークな組織を代表なり、あるいは現在の政党化された皆様方の中の、立候補者として後ろには政党の看板を抱え込んでおりますので、そういう形で当

選された方が本当にできるであろうかという問い合わせであります。

○参考人(加藤秀治郎君) ねじれにメリットはないのかというんですが、それは先ほど例に挙げられました祝と社会保障の一体改革をやつたということは、私はそのいい例だと思います。

ただ、日本ではこういうことの扱いが、それをめぐる言論がゆがんでしまいました。何か国民党にいいところを取られちゃつて野田政権は惨たんとうなるかというと、先ほど言いましたように、一彦参考人から、州議会選挙が連邦議会選挙の合間にあるたびに少しづつ参議院での勢力関係が変わつていて、それで事实上は連立は組み替えていないけれども、連立、大連立をやつているようなケースが結構あるんですね。そういう中で結構大事な国政上の課題が解決されているのです。そういうことをやつていただきたいわけで、これは何も制度要らないことで、ねじれの下で政界があるからといふことで、ねじれの下で政界があるからといふことで、ねじれの下でやつていいことだと思います。

あとは、メリットとして是非やつていただきたいのは、両院協議会の改革で、規程だけをただ置いていて、例えば協議委員は連記制で選ぶと書いてあるのですが、やつたことはないです。それで、連記制というのは、じや具体的にどうやるのか、何もまだ決まっていません。それで、決めるのが大変だからかどうか、議長に一任ということで、賛成の方は賛成からだけ、反対は反対からだけ選んでいるので、こういうことを改めていた

だくと、国民もねじれもいいじゃないかという声が出ると思うんですが、そういうことが全然、全然というか、先ほど言つたのを除いてほとんどない。それじゃ、やっぱり私が今日基本的に申し上げましたように、ねじれではやつていけない。あとは国政調査権ですが、それも活用の一つだ

と思います。国政調査権については、基本的にハーダルを高く設け過ぎているために、与党がやられては困ることは国政調査権行使させないということになっていますから、もう少しこの辺は工夫が必要で、国民が何かやつてもらいたいと思つてることは国会の中で議論できるような、そういうシステムをつくっていただきたいなと思います。

それでは、舛添要一委員、どうぞ。

○舛添要一君 両参考人、今日はありがとうございました。

お二方の御意見をいただきたいと思いますが、私が今から申し上げることについての意見ということです。ポイントは、衆議院と参議院を役割分担論という形で構成し直すとどうなるか、これは憲法の枠内、枠外を込めて大胆な発想でいきたいと思いますが、それと一票の格差の問題もそこにかかわってきます。

先ほど来議論がありますように、同意人事、この前参議院で否決された同意人事、これは本当に衆事が全く平等の権限を持つていてこれが国会承認の同意人事であります。したがって、三分の二の可決というようなこともなければ衆議院の優越といふことがあります。したがって、どちらかの院で否決されればまた別の人を選ばないといけないと。これで例えば日銀の総裁人事、副総裁人事の時期がずれたりというようなことがありました。

そこで、役割分担論で、今人事の話しましたけど、一つはアメリカの上院というのを念頭に置きますと、大使であるとかこういう重要な組織のトップを選ぶときに、ヒアリングを上院がやって上院が決める。例えばこういうことを、同意人事について参議院の仕事といふことにできないのかなというのが一案、例えばですね。それから、そのときに、じやどういう参議院をつくるんだというときに一票の格差との問題あるんですけれども、連邦制的な発想で、人口、つまり

り一票の格差の話ではなくて、四十七都道府県、ウスの構成というのもあり得るし、これは憲法違反なのかどうなのか、憲法でそこまで決めているのか、両院でもつて構成しなさいとは決めているけれども、どういう人が議員になつて、どういう選挙方法をやれということは法律マターではないかつたのかなということになります。

そして、あえてだから、一票の格差論は先ほど来ありますから言いますと、もちろん一人一票、平等でないといけないかもしれないけれども、東京のように非常にインフラ含めて進んだところで、ついでに豊かなところよりも豊かなところよりもそこには豊かなところより声が大きくなつていいじゃないかという意見があつてもいいんではないかと思います。

したがつて、そういうことも含めて根本的に考へないと、ねじれ云々だけの話ではこれからこの国の在り方、国の仕組みというのはうまくいかないんじゃないかなと、そういう感想を持つておられます。

○会長(小坂憲次君) 加藤一彦参考人、お願ひします。

○参考人(加藤一彦君) 第一番目の御質問の役割分担論だと思いますが、これは国会同意の人事がかなり多いんですね。それで、各個別法律でいろいろ書かれていて、各個別法律で全て両議院一致の議決に今改められているはずです。

そうした中で、私、先ほどどなたかの質問に対する答えたのは、行政監督をするということは、結局は人に対する統制をしなければならないからという意味合いで、国政調査権とあとは人事の承認権の参議院の、例えばこれは先議事項でもいいと思うんですけども、何とかの独自性というのは僕は図ることができるであろうと、そのとき

に、参議院一致の議決ではなくて参議院のみの議決にするという法律改正も当然あり得るんであろうと思います。それは何となれば、人事案件を出すのは内閣でございますので、衆議院ではそもそももう多數派を形成しておりますので、そうすると、そういう場合も含めて、ねじれがある場

質は大きいく変わるものではないかと思います。

それで、一票の格差について、私は衆議院は二倍未満というのを守つた方がいいと思いますが、たがつて、人口、一票の格差はめちゃくちゃで、例えは各県から二人ずつ参議院議員を出すと。し

り切り方をした場合、法律で参議院についてはそうしないということを決めて選へばそれは可能で、例えは道州制を導入した場合、参議院については道州の代表を参議院に送るということで、アメリカですと、物すごく人口の少ないワイオミングは、下院議員はたつた一人しかいないんです。が、そこでも上院議員は二人いる。人口の多い力リフルニアは、とんでもなく下院議員が多いですが、そこからも上院議員は二人みたいに、これは決めてしまえばそれで通ることですから、そういうことは自由に議論してやつたらいいなと思います。

裁判所でもそだだと思うんですけれども、やっぱり格差訴訟というのは権利の問題なんだ、有権者サイドからすると、投票権の平等性の問題なんだけのアプローチではうまくいかないであります。恐らくは、今日の私の守備範囲を超える問題だと思います。

二番目は、今、恐らくはここなんでしょうけれども、憲法を改正しないで道州制を導入し、そして格差は何倍あってもいいんだというのは、恐らくは私は違憲になると思います。それは、昨年の最高裁判所でもそだだと思うんですけれども、やっぱり格差訴訟というのは権利の問題なんだ、有権者サイドからすると、投票権の平等性の問題なんだけのアプローチではうまくいかないであります。恐らくは、今日の私の守備範囲を超える問題だと思います。

○舛添要一君 ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。

合

うというようなことはあるんでもうあります。ただ、これは法律改正ですので、さほどハードルは高くはないと思うんですが、ただ、内閣としてはかなり厳しい法律改正にならうかと思います。

今、議院内閣制を見て、私は、全世界的にいって、イギリスでも両党が取る、二大政党が取る、得票数がだんだん歴史的に減つて、またオーストラリアでもハング・ペーラメントという現象が起つてゐる。

結局、多元的な今の複雑化した民意ということを考えますと、二大政党制というのはどうやら非常に維持が難しいんではないか。むしろ日本の議院内閣制においてはコンセンサスモデル、多数の党が並立すると、そういう中での議院内閣制と、これは言つてみればコンセンサスを取っていくわけですねけれども、それぐらいの方が現実的なのはないか、私はそういうふうに考へているんです
が。

と、かえってこの国の政策を進まなくさせますの
で、ねじれ国会の中での決められたことと決められ
ないことがあつて、決められなかつたことはか
えつて決めなかつた方がよかつたんではないか、
次の政権交代を考えた場合ね、こういう考え方方
ができると。ですから、ねじれ国会の妥協の効用と
いうこともそこではあつたんじゃないかという気
もするんですが、この点について両名から、お二
人の先生方からお話を伺いたいと思います。

うですが、これはかつてイギリスが英國病と言
われていて、政権交代があつて、民主主義とかと
いつたらすばらしい、しかし労働党になると国有化
化をする、保守党に戻るとまた民営化するといふ
ので、それでイギリスの経済が悪くなつたといふ
んですが、これはそれを良し悪しあらう考
んで、それも英国民の選択できることですから。
れを含めてですが、日本はその前に進つて、まあ
まあまあまあ的なところで行きやすいので、こわ

うか。その問題なんですよ、要は。政党の数といふものとは、同時に魅力がある政党はどれだけあるのかということと結び付きますので、ここはやはり忘れないでいただきたいということが一つあります。

あとは、政権交代についてなんですかねども、これはもう片方の加藤参考人が言われたとおりですが、要は政権交代というのを私たちほつつい最近初めて経験したと。これは、恐らくはほ

○参考人（加藤秀治郎君） 多元的な民意があるのでは二党制は適さないんじやないかという議論ですが、これはたくさんの方が言うんですが、ほかの先進国と比べたとき、日本で特に多様な民意があ

○参考人(加藤一彦君) 大きい、非常に大きいテーマでして、我が国の統治システムに適合的なのが要は一大政党制なのか、多党制、多極共存型のデモクラシーなのかということになると思います。

状況なんであろうと。ということで、総括するにはちょっと早過ぎるなという気は私はしております。

私はないと思います。

しかししながら、現行憲法で衆議院と参議院が
あつて、参議院が憲法上強い権能を持つていると
いつた状況の中においては、二つの政党しかないと
いうことは恐らくはかなりいびつな関係性を持つ
うござる。どく、どく、よろぞ見のう。

戻ったと。じゃ、次はどうなるのかというのだが、未だ未知数で見えませんので、そういうものを見ながら今度は国民サイドの方で学習していくんじゃないでしょうか。政権交代といつてもこんな程度ではないでしょうか。

がいわゆるコンセンサス型で、日本ではこれを何か随分軽く紹介して、日本は多様だから二党制が適さないと言っているんですが、これはどうかどうかは分からぬ。

議院選挙をしんしやくしつ確立を組み替え、政
権を運営していくといふうにならざるを得ない
んではないかというふうに私は見ております。
そうすると、おのずと、じや選挙制度は小選挙
区制よりも比例代表こそアクセントを置いていたりとい

と。ということなので、まだ私も分析中ですのですが評価は差し控えたいと思います。
○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。
次に、松井孝治委員。

かの黒人は少數だったわけですか。アメリカでは二つしか政党がないので、どうなつたかといふと、黒人は独立した政党をつくつたって議席は取れないわけですね。それで何をしたかというと、民主党が結局は黒人票を当て込んでその政策策を

うような話になるとと思うんですけど、それともそれが、それでなんですか? もうちょっと詳しく聞かせていただきたいくらいですけれども、若者たちが選挙に行っていないのですよ。投票率なんとかはひどいものですよ。五〇%台じゃないんです。

私は両参考人に同じ質問を一問させていたた
きたいと思います。
それに先立つて、簡単に私の見解を申し上げま
すと、私はこの夏で議員を引退する者なんですね
が、十二年間参議院で活動させていただいて思
う

取ったわけですね。それによつて黒人はアメリカ人にうまく同化されたということで、多様な民意があるから二党制が適さないというのは、日本ではみんながたくさん言ひますが、それはいろんなケースを見ると「いろいろある」と思ひます。

か。この間の総選挙は戦後最低ですよ、衆議院選挙。国民サイドからすると、入れる政党がないからです。この問題が深刻なんですよ。

そしてさらに、一票の格差も全然正されないと。今度、参議院選挙あります。当議員は多く、

まことに、その意味で、前回の二院制の議論で、私は、今の二院制の状況は、加藤秀治郎先生が最初におつしやいましたけれども、やはりなかなか機能不全と言われても仕方ないと思つております。

す。コンセンサス型を言う方は、コンセンサスのためのルールを、私なんかとは別に、本気になつて作つていただきたいと思います。

と今月も前回ほど多くはなく、投票率は多くこの中で改選を迎える方はもうそろそろ計算されると思うんですが、今年の七月やるというのは大体もう分かっているわけで、そのときに皆さん投票率何%で当選基数を計算されているんでしょ

その意味で、前回のこの審査会の議論で、やつぱりもう少し一院制を堅持するのであれば、役割分担をしつかりとしなければいけないといふふうに思っています。先ほどのような人事とかがどうなるかは監査的機能ですね。執行の院が衆議院だとどうなるかは監査的機能ですね。執行の院が衆議院だとどうなるかは監査的機能ですね。

したときに、そのチェックの院としての役割を果たしていくこともそうですが、一つは、もう一つの大きな論点は、私は、今日、両参考人がそれぞれドイツについてお詳しい、あるいはドイツに滞在経験がおりです、やはり国と地方の関係が非常に依存型の体質になつていて。

これをもう少し地方が当事者意識を持つて、自立的に役割を果たしていかなければいけないという視点を持っていまして、そういう意味で両参考人に伺いたいのは、ドイツの連邦参議院、加藤一彦先生のお話によれば、これは本当に二院制と呼べるのかどうかも微妙なところかもしませんですね。ひょっとしたら国と地方の協議機関というものを非常に強固なものにしたような一院制なのかもしません。

そういう意味で、このドイツの制度、連邦参議院の制度について、あるいは両院の協議機関の持ち方についても両参考人お詳しい、論文等も拝見いたしましたので、その運用の在り方も含めて、ドイツの連邦参議院、あるいはドイツのいわゆる括弧付きの二院制の在り方、それから運用の在り方についての評価を両参考人から伺いたいと思います。

○会長(小坂憲次君) それでは、加藤一彦参考人。

○参考人(加藤一彦君) ドイツの制度を両院制として紹介するには、確かに括弧が必要なんですね。ドイツ連邦参議院、なまじつか日本のこの参議院と同じ名称ですので、何かどうしてもそういうふうにイメージをするんですが、先ほど言つたように、日本的にいうと知事会等々をイメージしてもらつた方が分かりやすいよということなんですね。されども、一番はつきりしているのがこれなんですよ。ここ国会議事堂、衆参両院ありますよね。ドイツの連邦議会の衆議院というのが、大きい国会議事堂つてありますよね、あそこに連邦参議院は入つていません。全然違う建物なんですね。そもそも、だからハウスの概念には入つていません。

そこで、各州の代表者が、六十九名の人たちが連邦議会で議決した法律案について、もちろんこの法律案全てではございませんで、法律も二種類ありますので、ドイツの場合は、絶対に連邦参議院の同意を得なければならぬ法律について、連邦参議院がイエスと言うのか、ノーと言うのか、もう一回話し合おうかというふうになるのかといふ形で進んでいくんですね。そこで連邦参議院が駄目と言つちやうとにつちもさつちもいかなくなりますので、そこで、ではということで先ほど言つた協議会が形成されてくるというのが仕組みです。

ただ、そのときには州の制度、十六の州があるて、それぞれ十六の州が議会を形成して、そして、そのことは同時にこれは日本の場合も同じで問題は発生しないと。だから、州の選挙が極めて重要な意味を連邦政府は常に持ちます。そして、連邦の多数派と連邦参議院の多数派が一致すればこの問題は発生しないと。されど現在の安倍政権と同じで、それが、日本と違つて各州が産業政策的な面で、それが、日本と違つて各州はこういう形で経済発展を図りたいということをやつて、ハイテクが強くなつた南の州だと、あとはシユレーダーなんて人は北部ですが、北部で独自の経済改革をやつて、その成功をバックに連邦に出てくるとか、こういうダイナミズムがドイツをいいものにしていると思っています。

以上です。

○参考人(加藤秀治郎君) ドイツのことにつきましてですが、私は二十六歳のときに行つて二年間いたんですが、行つて帰つてきてすぐは、ドイツは良くて、日本もドイツのようにやれということを主張していたんですが、今は考えが変わりました。

いたんですけど、都道府県には期待できないと思います。それで、都道府県は小さ過ぎますので、その辺も含めて是非本格的な議論をやつていただきたいなということを思います。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。

野上浩太郎委員の御理解をいただきまして、最後の質問者になると思います。宇都隆史委員。

宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。今日は両先生、ありがとうございました。

両先生に端的に二点の質問です。いずれも関連する質問であります。

一点目は、両院を持つ議会制民主主義において、第二院から閣僚を出すことに対する弊害をどういふことで、私は、比例代表制を論じる方は、

いうことを常に頭に置いて言つていただきたい。

それで、あとは、ドイツの場合は御承知のように五%以下のところには議席を配分しませんが、これがやっぱり政権形成ということを考えたらそ

ういうことをどこかで言わなきゃいけないと、ますが、日本では比例代表を言う人は、何も言わないのでただの比例代表制で、これは日本でそれでもう一つの国と地方のことは、非常にドイツから学ぶことがたくさんあると思います。

それで、ドイツの連邦の首相候補がどこから出でてくるかというと、州で首相というんですが、州のトップの人がいきなり連邦の首相候補として登場するケースが結構あるんですが、それだけ州の持つている政治的な意味合いが大きいわけでしたので、日本と違つて各州が産業政策的なことを超えて独自に自分たちの州はこういう形で経済発展を図りたいということをやつて、ハイテクが強くなつた南の州だと、あとはシユレーダーなんて人は北部ですが、北部で独自の経済改革をやつて、その成功をバックに連邦に出てくるとか、こういうダイナミズムがドイツをいいものにしていると思っています。

日本は、ちょっとそういう要素を都道府県には期待できないと思います。それで、都道府県は小さ過ぎますので、その辺も含めて是非本格的な議論をやつていただきたいなということを思いました。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございます。

野上浩太郎委員の御理解をいただきまして、最後の質問者になると思います。宇都隆史委員。

宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。今日は両先生、ありがとうございました。

両先生に端的に二点の質問です。いずれも関連する質問であります。

一点目は、両院を持つ議会制民主主義において、第二院から閣僚を出すことに対する弊害をどういふことで、私は、比例代表制を論じる方は、

て、実際に具体的に、両院を持つている議会制民主主義の国家において、そういう第二院から閣僚を輩出している国があるのか。もしもあるとすれば、第一問に言つた弊害をどのように克服してい

るのか。御存じの範疇でお答えください。

○参考人(加藤一彦君) 御指摘の点は、参議院議員が大臣、國務大臣になれるのかと、憲法上はなれますというのがまず普通の答えですね。これ、適切かどうかということになりますね。

この適切かどうかというのが、良識の府だからとかそういう話での適切、不適切というのも一個あるんでしようけれども、実は、やはり私はこの下院の任期と同一でなければならぬと、下院、は、議院内閣制の本則というのは、一国の首相は下院の任期と同一でなければならぬと、下院、要するに衆議院ですね、というのが私、基本だとやつぱり考えております。そういう意味でイレギュラーな形式かなと、参議院から出るのはイレギュラーな形式かなという気はいたしますが、我が国では憲法上、それをしたからといつて違憲の問題が発生するということは全くございません。

あと、もう一つは、第二院からよその国では大臣の例があるのかということなんですねけれども、これ、議院内閣制というのは国によつて極めて多様でございます。なんですけれども、例えればドイツでもイタリアでもそうだと思うんですけれども、首相というのは国会議員じゃなくともいいんですけど、そもそも。ドイツの場合でもそうです、憲法上の要件はありません。イタリアもありません。日本的にいえば、衆議院で一番この人がいいといふ人が首相になるということであります。

そうすると、議院内閣制の大本をイギリス的にイメージをするのであるならば、当然、イギリスの衆議院は庶民院と申しますが、庶民院の第一党の党首が首相になる。ただし、ここも勘違いされないでください。イギリスの場合においては、庶民院においては内閣総理大臣指名選挙は行いません。これは、現在のクイーンであります、クイーンの任命制でござります。

そうすると、いろいろなバリエーションがあり

ますので、今のお答えに対しても、多様、それぞれの国においてそれぞれのやり方があるというのが私の答えです。

○参考人(加藤秀治郎君) 両院制で第二院から閣僚を出すのはどうかという問題ですが、私はこれ余り意見はないんですが、果たして日本の参議院は第二院なのかというのがそもそも私の問題で、今は要するに対等、かなり対等に近い議院で、片方、衆議院が第一院でこつちが第二院とか、そういうようなことになじむのかどうか分かりません。ですから、憲法学で第二院からどうこうというのは、一般論をいろいろされる場合とまた別なところがあるんじゃないかなと思います。

それで、今触れられた点で任期のことですが、衆議院の選挙を首相を選ぶ選挙、政権選択の選挙という性格をはつきりさせたいんでしたら、首相は基本的に次の総選挙までやるんですね、よほどひどくない場合はですね。ということは、各党の党首、政権を取るつもりのある党、少なくとも政権を取るつもりの政党では、党首の任期はやっぱり次の総選挙まで、必ずそう書いていただきたいんですね。

これは、日本は三年だとか二年とかといつて、せつから選んだ。それで途中で任期が来たから交代するとか、そういうことを平然としてやっていきますけれども、これは総選挙で誰がいい、彼がいいといって選んだって、途中で任期が来たから辞めますとかというようなことは非常に変則的だと思います。

それで、あと、今イギリスの例が出ましたが、イギリスは第一党の党首が自動的に首相になりますから、それを女王なり国王が指名するということで、首相の選挙は、何といふですか、第一党だけで政権ができるときだけやっていることで、そういうことが出ますと、もう選挙と首相の関係が非常に明確になっています。日本はそれからいうと、首相はこの人がいいと、選んだだけれども、途中で党内の事情で下がたり、一番ひどいのは任期が来たから党首選

挙をやるという、このパターンは日本だけで通用する。そして、かつて、これが残つたのは、自民

のようとする動きが強まっている。憲法を変えることの大きな動きを受け入れることはできない。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法第九条を変えることに反対し、日本と世界の平和にいかすこと。

党はずっと政権取つていて、それが残つたのは、自民もしそれませんけれども、もうそういう時代ではないという認識に立つなら、各党とも党首の任期は衆議院選挙と合わせてやるということを是非やつていただきたいなと思います。

○会長(小坂憲次君)

御発言も尽きないようありますけれども、予定の時間を過ぎておりますので、以上で質疑を終了いたします。

この際、一言申し上げます。

本日は、加藤一彦参考人、加藤秀治郎参考人におかれましては、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。当審査会を代表いたしまして心から御礼を申し上げます。(拍手)

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

三月十五日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法九条を変えることの反対に関する請願(第二八八号)

第二八八号 平成二十五年三月一日受理
日本国憲法九条を変えることの反対に関する請願
　　請願者 神奈川県横須賀市 北條竜乃介
　　外四百六十九名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。中でも戦争の放棄を定めた第九条は、二十世紀の平和な国際社会の在り方を示すものとして、国内外の人々からの熱い期待と支持を集めている。しかし、今、第九条を変え、アメリカの戦争で自衛隊が武力を行使できるようにし、人権や自由を制限して、日本を再び戦争をする国にし